

# 住宅支援事業の一部を拡充します

【問合せ】住宅課住宅係(第1分庁舎6階) ☎(5273) 3567へ。  
※下線部分が4月以降拡充する内容です。

## 住み替え費用等の一部を助成

～賃貸契約前に区に予定登録申請が必要です～

### ◎子育てファミリー世帯

#### 居住支援

区内の民間賃貸住宅に住み替える子育て世帯に、掛かる費用の一部を助成します。

#### ●転居助成

【対象】区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える、義務教育修了前の子どもを扶養・同居している世帯

【助成金額】転居前後の家賃差額(月額25,000円を限度)を2年間助成および引っ越しに要した実費(20万円を限度)

#### ●転入助成

区外から区内の民間賃貸住宅に住み替える、義務教育修了前の子どもを扶養・同居している世帯

【助成金額】契約時の礼金、権利金、仲介手数料の合計(36万円を限度)および引っ越しに要した実費(20万円を限度)

### ◎住み替え居住継続支援

現在住んでいる区内民間賃貸住宅から、取り壊し・売却・賃貸事業の廃止などを理由に立ち退きを求められ、区内民間賃貸住宅に転居する場合に、掛かる費用の一部を助成します。

【対象】次のいずれかに該当する世帯。①65歳以上の一人暮らし世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯、②身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方を含む世帯、③

18歳未満の児童と、児童の父・母・養育者のいずれかの方のみの世帯

【助成金額】月額家賃の上昇による差額の2分の1を24か月分(単身世帯は36万円、2人以上の世帯は54万円を限度に一括で支給)および引っ越しに要した実費(15万円を限度)

……………<以下共通>……………

【申請方法】住み替え先の民間賃貸住宅を契約する前に、「予定登録申請」が必要です(契約済みの場合は申請できません)。申請書類・申込資格等詳しくは、お問い合わせください。

【申込み】住宅課住宅係(第1分庁舎6階) ☎(5273) 3567へ。随時受け付けますが、助成世帯数が予定数に達した場合は受け付けを終了します。

## 高齢者等の方への身元保証

### ◎高齢者入居支援事業(家賃等債務保証制度)

#### (1)家賃等債務保証

保証人が見つからないため、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者世帯を支援するため、区と協定した保証会社を紹介します。

【対象】次のすべての要件を満たす方。①60歳以上の方のみの世帯、②現在、区内在住で区内の民間賃貸住宅への入居を希望する、③緊急連絡先(親族・知人等)がある、④保証人が立てられない

【保証料】(月額家賃+共益費等)×30%(2年間分

・最低額15,000円)を、保証会社にお支払いください。

#### (2)保証料助成

この制度を利用して転居した世帯で、家族に65歳以上の方を含み、生活保護を受けていない世帯は、初回契約時の保証料(単身世帯は36,000円、2人以上の世帯は45,000円を限度)を助成します。

……………<以下共通>……………

【申込み】(1)は区の住み替え相談または保証会社の利用が可能な不動産店へ。(2)は転居後に住宅課住宅係へ。

# 四谷子ども園の子育て支援事業を開始

子育て家庭を応援します

▶つどいのへや…「出会う」「つながる」「広がる」をキーワードに、子育て中の親子が遊び、交流できる場です。

【日時】月～土曜日午前9時～午後3時

【対象】区内在住の就学前の子どもと親

【費用】無料

【利用方法】利用登録が必要です。登録は4月2日(月)から同園で受け付けます。住所が確認できるものをお持ちください。11日(水)からご利用いただけます。

▶一時保育(どんぐり)…仕事・入院・看護・冠婚葬祭等、保護者が保育できない場合に一時的にお子さんを預かります。

【日時】月～土曜日午前8時30分～午後5時

【対象】区内在住の生後6か月～就学前の子ども(障害のあるお子さんも利用できます)

【費用・期間】1日3,400円、月7日以内(障害児の方は2日以内)

【利用方法】お子さんの状況を知るために、事前に親子面接をして登録していただきます。4月2日(月)から面接・登録を開始します。同園に電話で面接の予約をしてください。登録が済んだ方は、利用したい月の前月9日までに申請していただき、10日(休日の場合は翌日)に抽選します。

※4月11日(水)から利用できます(4月7日(土)までに申請していただき、9日(月)午後3時に同園で抽選します)。5月分の利

用は4月10日(火)午後3時に抽選します。

▶子育て相談…子ども園の専門スタッフが、電話または直接、相談をお受けします。

【日時】電話相談…月～土曜日・面接相談…水曜日(祝日・年末年始を除く)、いずれも午前9時～午後5時

【対象】区内在住の方

【費用】無料

【利用方法】電話相談は直接、相談専用電話☎(5369) 3170へ。面接相談は電話で事前に同園に予約してください。

……………<以下共通>……………

【問合せ】四谷子ども園(四谷2-6) ☎(5369) 3775へ。3月中は四谷子ども園開設準備等担当(本庁舎4階) ☎(5273) 4047へ。同園のパンフレットは区立幼稚園・保育園、児童館、特別出張所等で配布します。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

## 住宅・まちづくり

### ◎工務店や大工さんを紹介します

「台所を直したい」「雨漏りを修理したい」等のとき、依頼する工務店等に心当たりのない場合は、住宅課にご相談ください。区内の建設業者団体(新宿区住宅リフォーム協議会)を通じて工務店等をあつせんします。

【対象となる工事】居住を目的とする住宅の増築・改築・修繕・模様替え等のリフォーム(住宅の敷地内にある塀・門の修繕工事もできる場合あり)

【契約・施工等】施工業者が直接自宅に伺い、工事の見積もりから契約・施工まで行います。代金は工事完了後、直接施工業者に支払ってください(応急修理には修理代が必要。着工時に着手金を支払う場合あり)。

【申込み】住宅課住宅係(第1分庁舎6階) ☎(5273) 3567へ。

## お知らせ

### ◎助役の名称変更と収入役の廃止

地方自治法の改正により、4月1日(日)から「助役」の名称が「副区長」に変わります。また「収入役」を廃止し、「会計管理者」を置きます。

収入役の廃止に伴い「収入役室」は「会計室」となり、納入通知書や納付書等の表示が「新宿区収入役」から「新宿区会計管理者」に変わります。

なお、旧様式の納入通知書等も当分の間、使用できます。

【問合せ】助役の名称変更について…総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273) 3505、収入役の廃止について…収入役室会計管理係(本庁舎1階) ☎(5273) 3507へ。

### ◎監査結果報告書が閲覧できます

区の事務事業が「最少の経費で最大の効果をあげているか」「法令に従って適正に行われているか」などについて、4名の監査委員が毎年チェックをしています。18年度に実施した監査の結果報告書等は、次のとおりです。

- 定期監査結果報告書(18年9月、19年2月)
- 財政援助団体等監査結果報告書(19年3月)
- 行政監査結果報告書(18年9月「調査研究委託について」、19年2月「就学援助事務について」)
- 住民監査請求結果報告書(18年9月、19年2月・3月)

●平成17年度新宿区各会計歳入歳出決算等審査意見書(18年9月)

報告書は、監査事務局・区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでもご覧いただけます。

【問合せ】監査事務局(第1分庁舎5階) ☎(5273) 4579へ。

# 6月・7月の区民保養施設

●6月1日(金)～7月31日(火)宿泊分

### ●受付窓口

近畿日本ツーリスト(株)新宿区役所内営業所(第1分庁舎地下2階)

【専用電話】☎(5273) 3881

【受付日時】月～金曜日(祝日等を除く)午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日および受付時間外は下記の支店・営業所で受け付けます(営業日・営業時間は直接お問い合わせください)。

▶新宿支店 ☎(3354) 0353

▶新宿ルミネエスト店 ☎(3358) 0461

▶飯田橋駅前営業所 ☎(3269) 3711

### ●抽選申込資格

区内在住の方

### ●抽選申込方法・受付期間

専用往復はがき…3月26日(月)～4月10日(火)(必着)

専用往復はがきに必要事項を記入し、往信・返信はがきの両方に必ず切手をはって、受付期間内に申し込んでください。専用往復はがきは、受付窓口・特別出張所で配布しています。1回の抽選に1グループ各施設1枚限り有効です。※次のようなはがきは無効です。無効の場合は「落選者優先受付」に参加できません。

▶往信・返信はがきに切手をはっていな

いもの

- ▶申込受付期間以外に到着したもの
- ▶同施設に同名義で2枚以上申し込んだもの

- ▶専用はがき以外のもの
- ▶必要事項に記入漏れがあるもの

### ●施設の休館日

◇箱根つつじ荘…6月20日(水)

◇箱根あじさい荘…休館日なし

◇グリーンヒル八ヶ岳…6月12日(火)・13日(水)、7月10日(火)・11日(水)

### ●抽選結果

当落にかかわらず返信はがきで抽選結果をお知らせします。4月25日(水)までに結果通知が届かない場合は、近畿日本ツーリスト(株)新宿区役所内営業所までお問い合わせください。

※予約の権利譲渡はできません。※抽選で当選した方は、区民以外の方への代表者変更はできません。

### ●6月分・7月分空き室申し込み

抽選後の空き室については、「落選者」「区民(当選者を含む)」「一般」の順に予約を受け付けます。受付開始日は次のとおりです。

▶落選者優先受付…5月7日(月)から

▶区民優先受付…5月10日(木)から

▶一般受付…5月15日(火)から

※落選者優先受付には、落選はがきが必要

区民保養所(箱根つつじ荘・箱根あじさい荘) 区民健康村(グリーンヒル八ヶ岳)

要です。受付開始日から先着順で受け付けますので、落選はがきをお持ちの上、受付窓口においてください。

※受け付け初日以降しばらくの間は、受付窓口・電話受け付けとも混雑します。※空き室情報は、受付窓口・特別出張所で確認できるほか、近畿日本ツーリスト(株)新宿支店のホームページ(☎http://www.knt.co.jp/shinjuku/)でもご覧いただけます。

### ●施設利用当日

受付窓口で発行する予約案内書を、利用当日現地にお持ちください。抽選で予約が確定した方は、結果通知(当選はがき)が予約案内書になります。

### ●利用料金の支払い

利用日当日の現地払いまたは、利用日前の口座振り込みとなります。詳しくは、受付窓口へお問い合わせください。

※利用料金には、各種割引制度があります。

※箱根つつじ荘・箱根あじさい荘に宿泊する方を対象に、小田急線の運賃割引証を発行しています。予約案内書をお持ちの上、受付窓口においてください。

### ●問合せ

文化国際課文化国際係(本庁舎1階) ☎(5273) 3504へ。